

行政手続法第5条の規定による審査基準
及び同法第6条に規定する標準処理期間

(法令名) 学校教育法施行令
(条項) 第8条
(許認可等の種類) 指定校変更
(審査基準)

指定校変更については、通学を希望する学校が施設面で受け入れが困難とならない場合又は、当該指定校変更に関係する学校の学校規模が不適正とならない場合に限り、次の基準により承認する。

1 転居による場合

- (1) 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。
- (2) 近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。

2 地理的な理由による場合

- (1) 指定校へ通学するよりも明らかに通学距離が短縮される隣接校への通学を希望するとき。
- (2) 通学区域の境界に居住する場合で、隣接校への通学を希望するとき。

3 家庭環境による場合

- (1) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望するとき。
- (2) 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合に、その店舗等がある学区の学校への通学を希望するとき。
- (3) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童がいったん親類宅等に下校する場合、その親類宅等がある学区の小学校への通学を希望するとき。

※ 共働き家庭とは、原則、各保護者が週30時間以上の勤務を行っている場合を指す。

4 教育的配慮による場合

児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。

5 その他

- (1) 健康上の理由により、学校を変更する方がのぞましいことが医師の診断書で明らかなき。
- (2) 転入学時に兄又は姉が通学している小学校への通学を希望するとき。

(標準処理期間)

事務所に到達した日から起算して7日